

令和8年度市民税府民税申告の手引き

この申告は、あなたの市府民税の税額を正しく算出する基礎となりますので、正確に記入してください。

◎ 市府民税の申告をしなければならない方

令和8年1月1日、高石市内に居住しており、前年中に所得のあった方は、この申告書を高石市に提出してください。また、前年中に所得がなかった方でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方および児童手当・就学援助費等を受給の方は必要となりますので、申告書を提出してください。

ただし、次の①から③までに該当する方は、この申告書の提出をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者から市に給与支払報告書を提出されている方
- ③前年中の所得が公的年金等の所得のみで、支払者から公的年金支払報告書を提出されている方
(ただし、所得割が課税されるため、社会保険料・生命保険料等の所得控除を受ける場合を除く)

◎ 申告書の郵送による提出について

申告書を郵送により提出できるように返信用封筒(切手不要)を同封しております。

「申告書の書き方」を参照のうえ、次の点に注意して送付してください。

- ①住所・氏名・電話番号・個人番号は必ず記入してください。
- ②給与所得・年金所得の方は必ず源泉徴収票を添付してください。
- ③扶養されている配偶者及びその他親族(16歳未満を含む)の氏名・生年月日・個人番号等を記入してください。
- ④健康保険及び国民年金(控除証明書(原本)添付のこと)等の支払金額を記入してください。
- ⑤生命保険料・地震保険料は必ず支払証明書(原本)を添付してください。
- ⑥医療費控除を受ける方は明細書を、寄附金税額控除を受ける方は領収書(原本)を必ず添付してください。

◎ 個人番号(マイナンバー)について

申告書に個人番号を記入の上、マイナンバーカード又は通知カードと本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など)を持参してください。※郵送提出の場合は、各資料の写しを添付してください。

◎ ふるさと寄附金ワンストップ特例について

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)の申告特例(ワンストップ特例)を申請されている方は、確定申告や市府民税申告を提出すると申告特例の適用ができなくなります。そのため、この申告を提出する方で、申告特例を提出されている方は、申告の際、寄附金の領収書を添付していただくことで、寄附金控除が適用されます。

<申告書の書き方>

まず、あなたの住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号を記入してください。

1. 所得金額の計算(令和7年1月1日から12月31日までに生じた所得)

- 営業等 小売業・卸売業・製造業・建設業・サービス業などの営業から生ずる所得のほか、自由職業(外交員・大工・左官・作家など)や漁業などの事業から生ずる所得
(A)収入金額－(B)必要経費(専従者控除額を含む)＝(C)所得金額を記入してください。
- 農業 米・麦・野菜・花・果樹などの栽培などの事業から生ずる所得
(A)収入金額－(B)必要経費＝(C)所得金額を記入してください。
- 不動産 貸家、貸事務所などの不動産貸付業などから生ずる所得
(A)収入金額－(B)必要経費＝(C)所得金額を記入してください。
- 利子 公社債および預貯金の利子などから生ずる所得(源泉分離課税分は申告不要)
- 配当 株式や出資金に対する利益の配当および分配金の所得
(A)収入金額－(B)必要経費(負債の利子等)＝(C)所得金額を記入してください。
- 給与 勤務先から受ける給与、賃金、賞与等(源泉徴収票が必要)
(A)給与支払金額－給与所得控除額＝(C)所得金額を記入してください。
- 公的年金等 国民年金・厚生年金・恩給・共済組合金年・適格退職年金等(源泉徴収票が必要)
(A)公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝(C)所得金額を記入してください。
- 雑(業務) 原稿料、講演料又は食料品等の配達などの副収入、ネットオークション等の個人取引による所得(A)収入金額－(B)必要経費＝(C)所得金額を記入してください。
- 雑(その他) 印税・原稿料・互助年金・個人年金などの公的年金等以外の雑所得
(A)収入金額－(B)必要経費＝(C)所得金額を記入してください。
- 総合譲渡 土地や建物以外の譲渡による所得、取得から5年以内は短期、5年超は長期
短期 (A)収入金額－(B)必要経費(取得費等)－(D)特別控除額(50万円)＝「サ」
長期 (A)収入金額－(B)必要経費(取得費等)－(D)特別控除額(50万円)＝「シ」に記入してください。
- 一時 生命保険契約の一時金・満期返戻金、立退料等の一時的な所得、ふるさと寄附金返礼品相当額(A)収入金額－(B)必要経費(掛金等)－(D)特別控除額(50万円)＝「ス」に記入してください。

2. 同一生計配偶者(配偶者特別控除)・扶養控除(特定親族特別控除)

- 同一生計配偶者(特別控除) 令和7年12月31日現在で生計を一にする人で、合計所得金額が58万円以下である配偶者の氏名・生年月日・個人番号・その他事項を記入してください。なお合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合は、配偶者特別控除の適用があります。その場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。(配偶者の合計所得金額の計算方法・適用控除額は裏面に掲載)
- 扶養親族・特定親族特別控除 令和7年12月31日現在で生計を一にする人で、合計所得金額が58万円以下である親族等の氏名・続柄・生年月日・個人番号・その他事項を記入してください(16歳未満の扶養親族も記入してください)。なお、日本国外に居住している扶養親族がいる場合は、扶養を示す書類(親族関係書類と送金関係書類)を添付してください。なお、平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれで合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合は、特定親族特別控除の適用があります。その場合は「㉔」の欄に特定親族特別控除額を記入してください。(特定親族の合計所得金額の計算方法・適用控除額は裏面に掲載)

●扶養障害者控除

令和7年12月31日現在で心神喪失の人、知的障害の人、常に就床を要し複雑な介護のいる人、身体障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている人、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人、精神に障害があり政令で定められている人など

- ・特別障害者 身体障害者手帳1級又は2級の人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人など
- ・その他の障害者 身体障害者手帳3級以下の人、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級以下の人など

3. 所得から差し引かれる金額＝所得控除(控除額・計算式については裏面に掲載)

●社会保険料控除

あなたが令和7年中に支払った健康保険料などの金額の全額(国民年金保険料は控除証明書(原本)を添付)

●小規模企業共済等掛金控除

あなたが令和7年中に支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金及び心身障害者扶養共済掛金等の金額の全額

●生命保険料控除・地震保険料控除

必ず支払った支払証明書(原本)を添付してください。(控除額は裏面の計算式によります。)

●寡婦・ひとり親・本人障害・勤労学生控除

- ・寡婦 死別・離別等で前年の合計所得が500万円以下 ※離別の場合、子以外の扶養親族を有する場合に限る
- ・ひとり親 配偶者無し(総所得金額等58万円以下)、かつ前年の合計所得が500万円以下の人
- ・本人障害 令和7年12月31日現在で心神喪失の人、知的障害の人、常に就床を要し複雑な介護のいる人、身体障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている人、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人、精神に障害があり政令で定められている人など
- ・勤労学生 令和7年12月31日現在で学生で前年の合計所得が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の人(在学証明書が必要)

●雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする親族等(合計所得金額が58万円以下)が、災害や盗難などにより通常生活に必要な資産に損害を受けた場合、次のいずれかの多い方の金額

「差引損失額」とは、損害金額(資産の損失額＋災害関連支出)から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額

① 「差引損失額のうち災害関連支出の金額※」－5万円

② 「差引損失額」－(A総所得金額の合計額×10%)

※「差引損失額のうち災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した資産の取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用

●医療費控除(限度額200万円)(スイッチOTC医薬品控除と選択)(いずれの控除も領収証は、自宅等で5年間保存)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のため医療費を支払った場合

令和7年中に支払った医療費の総額 － 保険金などで補てんされる金額 － A総所得金額の合計×5% (上限10万円)

スイッチOTC医薬品控除(セルフメディケーション税制)(限度額8万8千円)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のため薬代を支払った場合

令和7年中に支払った医薬品の総額 － 保険金などで補てんされる金額 － 12,000円

4. 配当割額・株式等譲渡所得割額

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合に配当割額又は株式等譲渡所得割額を記入してください。

5. 寄附金

都道府県・市区町村に対する寄附金、日本赤十字社大阪支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金及び大阪府又は高石市の条例による控除対象指定寄附金を記入してください(寄附先が発行した領収書(原本)を添付)。

6. 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除に関する特別控除可能額と居住開始年月日を記入してください。

7. 給与・公的年金に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市府民税の徴収方法の選択

給与から差し引くことを希望する場合は「1.特別徴収」に○、自分で納付を希望する場合は「2.普通徴収」に○を記入してください。ただし、令和8年4月1日において65歳以上の方の公的年金に係る所得については給与から差し引くことはできません。

8. 専従者控除

あなたが、事業を営んでいる場合で、次に該当する専従者に支払う金額は必要経費とみなされます。

- ①あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で令和7年12月31日現在15歳以上であること
 - ②その年を通じて6カ月を超えた期間、専ら事業に従事していること
- 50万円(配偶者の場合は86万円) } いずれかの少ない方の金額が
(事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(専従者の数＋1) } 専従者の控除額

9. 所得金額調整控除

給与収入金額が850万円を超える方で、申告書の2.に記入した扶養親族以外の方を対象とする場合に記入してください。

10. 令和7年中に所得がなかった方の生活状況

あなたが令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に全期間を通じて所得がなかった場合は、該当する番号に○を記入し、必要事項を記入してください。

所得割の税率 課税総所得金額に対して市民税6%、府民税4%

個人住民税均等割 市民税3,000円、府民税1,300円、森林環境税1,000円(国税)

〔地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。〕

